

板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）

素案

令和5年6月

板橋区

板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案

1 制度の名称

「板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）」

2 根拠規程

「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱（仮称）」

★制度創設依拠：「いたばしアクティブプラン 2025」、「いたばしNo.1 実現プラン 2025（重点戦略・柱Ⅰ：SDGs 戦略 展開③：未来へつなぐまちづくり）」

3 用語の定義

(1) 性的マイノリティ

性自認^{※1}が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向^{※2}が異性に限らない者のこと。

※1 性自認：自分がどの性であるかの認識のことをいいます。性に関する身体づくりや、身体的・生物学的特徴（身体的性）と一致する人もいれば、しない人もいます。

※2 性的指向：恋愛感情や性的な関心が、主にどの性に向くか、向かないかをいいます。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）の関係のこと。

(3) 宣誓

区長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方が互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出すること。

4 制度の概要

制度対象である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを宣誓し、区長は宣誓書が提出されたことを証明する書類（後述 4（4）に記載する「受領証」と「カード型」）を交付する。

(1) 制度趣旨

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指す。

(2) 制度を利用できる対象者の要件

宣誓をする日において、以下①から⑥までの全ての要件を満たす必要があります。

① 双方がともに成年に達していること。

② 双方がともに婚姻をしていないこと。

③ 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

④ パートナーシップ関係の相手方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）

⑤ 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が板橋区の区内（以下「区内」という。）に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に区内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に区内への転入を予定していること。

⑥ 双方又はいずれか一方が 4（8）による宣誓の取消を受けたことがないこと。

(3) 宣誓書とともに提出が必要な書類

- ① 住民票の写し（区民であることを証明する書類）
- ② 戸籍の個人事項証明又は抄本（外国籍である場合には、婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類）
- ③ 個人番号カード、一般旅券、運転免許証等（本人を確認できる書類）※提示のみ
- ④ （通称使用を希望する場合）当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類 ※提示のみ
- ⑤ その他、区長が必要と認める書類

(4) 区が交付する物

- ① パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）※¹ 1部
- ② パートナーシップ宣誓書受領証カード型（以下「カード型」という。） 2部
- ③ （双方又はいずれか一方が区民でない場合）パートナーシップ宣誓書受付票（以下「受付票」という。）※² 1部

※¹ 受領証には、交付年月日、双方の氏名・通称名（希望する場合）・生年月日・住所、宣誓年月日、交付番号、区長名が記載されます。

※² 受付票を交付された者から、3か月以内に、区内への転入を証する住民票の写しの提出があったときは受領証及びカード型を交付します。

(5) 宣誓の流れ

- ① 事前予約
電子申請（電子申請が困難な場合は電話等）にて、事前に宣誓日を予約してもらいます。
- ② パートナーシップ宣誓
ア 予約した日時に、二人揃って必要書類を持参のうえ来庁してもらいます。
イ 宣誓者双方はそれぞれに係る事項を自書した宣誓書に必要書類を添えて、区に提出します。（自書が困難な場合は、証人立ち合いのもと代筆させることができます。）
- ③ 受領証及びカード型の交付
区は、宣誓者に受領証1部とカード型2部を交付します。ただし、双方又はいずれか一方が区民でない場合は、受付票1部を交付します。

(6) 受領証等再交付

区は、宣誓者から、紛失、毀損又は汚損等により、再交付の申請書の提出を受けた場合、受付票又は受領証及びカード型を再交付します。

(7) 宣誓事項の変更

宣誓者には、氏名、通称、住所及び連絡先に変更があった場合、その事実を証する書類を添えて、記載事項変更届を提出してもらいます。区は、受付票又は受領証及びカード型を再交付します。（連絡先のみの変更の場合を除く。）

(8) 宣誓の取消等

区は、以下①又は②の事由に一つでも該当する場合、宣誓を取り消し、宣誓者へその旨を通知するとともに、受付票又は受領証及びカード型の返還を求めます。また、区は、受付番号又は交付番号を公表する場合があります。

- ① 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受付票又は受領証及びカード型の交付（再交付を含む。）を受けたとき。
- ② 受付票又は受領証及びカード型を不正に使用したとき。

(9) 受領証等の失効

宣誓者が、以下①から④の事由に一つでも該当する場合、受領証等は失効します。この場合、宣誓者は、返還届に受付票又は受領証及びカード型を添えて返還しなければなりません。

- ① 双方又はいずれか一方が区の区域外に転出したとき。
- ② いずれか一方が死亡したとき。
- ③ 双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消した旨を届け出たとき。
- ④ 4（2）対象者要件の一つでも該当しなくなったとき。

(10) 通称使用

通称の使用を希望する場合には、当該通称を社会生活上、日常的に使用していることが確認できる書類を提示することで、受付票又は受領証及びカード型に、氏名と併せて当該通称を使用することができます。

(11) その他

受付票又は受領証及びカード型の発行による手数料は徴しません。

ただし、手続きに必要な書類の取得に関する手数料は自己負担とします。

5 その他

全国のような自治体で、各種行政サービスのうち、配偶者や家族を対象とするサービスについて、法律等で対象者を規定している場合を除き、受領証等を活用することで宣誓者に適用していく動きがあります。

東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を活用した区民サービス提供の拡大は、当事者の生活上の不便の軽減に直結することから、区独自のパートナーシップ制度(以下「区PS制度」という。)の導入を前提として、引き続き、都や都内区市町村が対象としている事業・手続きを踏まえて幅広い内容となるよう努めていくとともに、各事業で必要な規定整備等が整い次第、随時、速やかに活用を開始していきます。

なお、区PS制度の運用開始に合わせて、都と区において互いの受理証明書(受領証)を自らが交付する証明書と同様に取り扱う連携協定を締結するよう、今後、都と調整していきます。

また、導入予定の区PS制度が、性的マイノリティ当事者・非当事者に関わらず、全ての区民に、区の重要な施策として認知、浸透及び定着されるよう、区民及び事業者等に向けた周知及び性の多様性の理解促進に向けた啓発活動を行います。

6 今後の導入スケジュール(予定)

令和5年6月13日(火)～30日(金)	パブリックコメント実施
8月頃	パブリックコメント結果公表
令和5年内	制度開始